

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件 株式会社日本レジストリサービス 公開：2016年4月26日 改訂：2016年7月11日 改訂：2017年2月1日 改訂：2017年12月4日 改訂：2018年3月12日 改訂：2019年7月11日 改訂：2020年8月3日 改訂：2022年2月2日 改訂：2022年4月1日 改訂：2022年8月1日 改訂：2024年1月19日 改訂：2025年8月22日 実施：20252024年8-1月2219日	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件 株式会社日本レジストリサービス 公開：2016年4月26日 改訂：2016年7月11日 改訂：2017年2月1日 改訂：2017年12月4日 改訂：2018年3月12日 改訂：2019年7月11日 改訂：2020年8月3日 改訂：2022年2月2日 改訂：2022年4月1日 改訂：2022年8月1日 改訂：2024年1月19日 改訂：2025年8月22日 実施：2025年8月22日	凡例： 赤字（下線付き）：追加 青字（取消線付き）：削除 改訂・実施日を記載
JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件 このご利用条件は、株式会社日本レジストリサービス（以下「当社」といいます）が提供するSSLサーバー証明書（以下「証明書」といいます）に関するサービス（以下「本サービス」といいます）をご利用になる場合の諸条件を定めるもので、本サービスのご利用者（本サービスの利用を申し込む者を含み、以下「本サービス利用者」といいます）と当社との間で適用されます。ただし、ACME対応版の証明書をご利用になる場合のご利用条件は、「JPRSサーバー証明書発行サービス ACME 対応版ご利用条件」にて定めます。 第1条（本サービスの内容） 本サービスは、CAブラウザフォーラム（電子認証事業者やブラウザベンダが参画して認証局の運用や証明書発行にかかるガイドラインを策定する業界団体）が定めるガイドラインおよび「JPRSサーバー証明書認証局証明書ポリシー/認証局運用規程（Certificate Policy/Certification Practice Statement）」（以下「CP/CPS」といいます）「1.1 概要」の「表 1.1 規準一覧」に示すその他の規準（以下、併せて「本規準」といいます）に準拠します。本サービスは、本規準に準拠して定められたCP/CPS 次の各号の文書に基づいて、当社が認証局として本サービス利用者に発行する証明書に関するサービスです。本サービス利用者は、当社が本規準を遵守する義務を負うことを確認したうえで本サービスを利用するものとします。	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件 このご利用条件は、株式会社日本レジストリサービス（以下「当社」といいます）が提供するSSLサーバー証明書（以下「証明書」といいます）に関するサービス（以下「本サービス」といいます）をご利用になる場合の諸条件を定めるもので、本サービスのご利用者（本サービスの利用を申し込む者を含み、以下「本サービス利用者」といいます）と当社との間で適用されます。ただし、ACME対応版の証明書をご利用になる場合のご利用条件は、「JPRSサーバー証明書発行サービス ACME 対応版ご利用条件」にて定めます。 第1条（本サービスの内容） 本サービスは、CAブラウザフォーラム（電子認証事業者やブラウザベンダが参画して認証局の運用や証明書発行にかかるガイドラインを策定する業界団体）が定めるガイドラインおよび「JPRSサーバー証明書認証局証明書ポリシー/認証局運用規程（Certificate Policy/Certification Practice Statement）」（以下「CP/CPS」といいます）「1.1 概要」の「表 1.1 規準一覧」に示すその他の規準（以下、併せて「本規準」といいます）に準拠します。本サービスは、本規準に準拠して定められたCP/CPS に基づいて、当社が認証局として本サービス利用者に発行する証明書に関するサービスです。本サービス利用者は、当社が本規準を遵守する義務を負うことを確認したうえで本サービスを利用するものとします。	Mozilla Root Store Policyへの準拠を明確にするため、CP/CPSに列挙する各種規準（Mozilla Root Store Policyを含む各ルートストアポリシー）にJPRSが準拠する旨および、利用者はそれを認識する旨を明記

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
サーバー証明書 （ドメイン認証型・ 自動契約更新タイプ） -----+----- サーバー証明書 （組織認証型） -----+----- サーバー証明書 （組織認証型・ 自動契約更新タイプ） -----+----- 2．当社は、本サービス利用者からのお申し込みに基づき証明書を発行します。 また、当社は本サービス利用者からのお申し込みに基づき、「サイトシール」 （第 15 条第 2 項で定める検証ページを表示させるためのスクリプトを含み、 以下「本シール」といいます）を提供します。 2 の 2．（削除） 2 の 3．本サービス利用者は、証明書記載情報に変更が生じた場合で、当社所 定の要件を満たす場合、発行済みの証明書と同一のコモンネームで証明書の 再発行を申し込むことができます。この場合、新たに発行される証明書の有 効期間満了日は、発行済みの証明書の有効期間満了日と同一とします。 3．本サービス利用者は、発行済みの証明書の有効期間満了日の 2 か月前の日 の属する月の 1 日より、発行済みの証明書と同一のコモンネームで新たな証 明書の発行を申し込むことができます（以下、この申請を「更新手続」とい います）。ただし、この場合であっても、更新手続が発行済みの証明書の有 効期間満了日の 1 か月前の日の属する月の末日までに行われたときは、新た な証明書の発行日は、発行済みの証明書の有効期間満了日の属する月の 1 日 以降となります。この場合、新たに発行される証明書の有効期間は、第 1 項 で定める有効期間の「証明書発行日」を「発行済みの証明書の有効期間満了 日」と読み替えた上で適用します。 3 の 2．発行済みの証明書に対して、更新手続が重ねて行われた場合において、 既に更新手続により発行された新たな証明書が有効であるときは、当社は、 当該新たな証明書に関し本サービス利用者から第 1 0 条第 1 項に定める証明 書失効申請が行われたものとみなし、これを失効させたうえで、最新の更新 手続に基づく新たな証明書の発行を行います。 4．本サービスの仕様その他については、当社の Web ページでご案内します。 5．本サービス利用者は、本サービスのご利用料金を、指定事業者を経由して お支払いください。 第 4 条（本サービスのご利用申込等）	サーバー証明書 （ドメイン認証型・ 自動契約更新タイプ） -----+----- サーバー証明書 （組織認証型） -----+----- サーバー証明書 （組織認証型・ 自動契約更新タイプ） -----+----- 2．当社は、本サービス利用者からのお申し込みに基づき証明書を発行します。 また、当社は本サービス利用者からのお申し込みに基づき、「サイトシール」 （第 15 条第 2 項で定める検証ページを表示させるためのスクリプトを含み、 以下「本シール」といいます）を提供します。 2 の 2．（削除） 2 の 3．本サービス利用者は、証明書記載情報に変更が生じた場合で、当社所 定の要件を満たす場合、発行済みの証明書と同一のコモンネームで証明書の 再発行を申し込むことができます。この場合、新たに発行される証明書の有 効期間満了日は、発行済みの証明書の有効期間満了日と同一とします。 3．本サービス利用者は、発行済みの証明書の有効期間満了日の 2 か月前の日 の属する月の 1 日より、発行済みの証明書と同一のコモンネームで新たな証 明書の発行を申し込むことができます（以下、この申請を「更新手続」とい います）。ただし、この場合であっても、更新手続が発行済みの証明書の有 効期間満了日の 1 か月前の日の属する月の末日までに行われたときは、新た な証明書の発行日は、発行済みの証明書の有効期間満了日の属する月の 1 日 以降となります。この場合、新たに発行される証明書の有効期間は、第 1 項 で定める有効期間の「証明書発行日」を「発行済みの証明書の有効期間満了 日」と読み替えた上で適用します。 3 の 2．発行済みの証明書に対して、更新手続が重ねて行われた場合において、 既に更新手続により発行された新たな証明書が有効であるときは、当社は、 当該新たな証明書に関し本サービス利用者から第 1 0 条第 1 項に定める証明 書失効申請が行われたものとみなし、これを失効させたうえで、最新の更新 手続に基づく新たな証明書の発行を行います。 4．本サービスの仕様その他については、当社の Web ページでご案内します。 5．本サービス利用者は、本サービスのご利用料金を、指定事業者を経由して お支払いください。 第 4 条（本サービスのご利用申込等）	

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
本サービスの利用を希望される方は、このご利用条件、および CP/CPS および CPに同意の上、指定事業者を経由して当社所定の方法により証明書発行のお申し込みをしてください。証明書発行のお申し込みが行われたことをもって、このご利用条件、および CP/CPS および CPに同意したものとみなします。また、このお申し込みにあたって、本サービスの利用を希望される方は、証明書の発行先として指定したドメイン名の登録者から、当社が当該ドメイン名の登録情報を登録者に代わって取得し、証明書発行に関する審査に利用することについての同意を得るものとします。 2. 当社は、本サービス利用者からのお申し込み内容、提出いただいた書類等を当社の審査基準に基づき審査します。 3. 当社は、審査に際して必要があると認める場合、本サービス利用者に対し、追加の書類の提出および情報の提供を求めることができます。この場合、本サービス利用者は、当社に対してすみやかに書類の提出および情報の提供を行うものとします。 4. 審査の結果、お申し込みを承諾する場合、当社は、CP/<u>CPS</u>に定める Certificate Transparency（以下「CT」といいます）ログサーバーに証明書発行に必要な情報を登録した上で証明書の作成を行い、指定事業者を経由して、証明書の作成完了のご案内とともに証明書の取得方法を当社所定の方法により通知します。 5. 前項の定めにかかわらず、本サービスの利用を申し込まれた方があらかじめ当社に届け出た場合には、当社は、前項のご案内と通知を本サービス利用者が指定する送付先へ所定の方法により送付します。 6. 当社の審査によりお申し込みを承諾しない場合は、当社は、承諾しない旨の通知を行います。 7. 本シールの取得方法については、当社の Web ページでご案内します。 8. 証明書に関する情報の利用目的、取り扱い等については、このご利用条件のほか、「JPRS サーバー証明書情報等の取り扱いについて」で定めます。 9. 本サービス利用者は、外国にある第三者である CT ログサーバー運営組織等について、当社所定の Web ページに定める次の各号の事項を確認したうえで、当該第三者に証明書に関する情報を提供することについて同意を行うものとします。 （1）当該外国の名称 （2）適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報 （3）当該上位組織等が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報 10. 本サービス利用者は、前項の同意を行う時点において、前項第 1 号に定める事項が特定できない場合には、前項第 1 号および前項第 2 号に定める事項に代えて当社所定の Web ページに定める次の各号の事項を確認したうえで前項の同意を行うものとします。	本サービスの利用を希望される方は、このご利用条件および CP/CPS に同意の上、指定事業者を経由して当社所定の方法により証明書発行のお申し込みをしてください。証明書発行のお申し込みが行われたことをもって、このご利用条件および CP/CPS に同意したものとみなします。また、このお申し込みにあたって、本サービスの利用を希望される方は、証明書の発行先として指定したドメイン名の登録者から、当社が当該ドメイン名の登録情報を登録者に代わって取得し、証明書発行に関する審査に利用することについての同意を得るものとします。 2. 当社は、本サービス利用者からのお申し込み内容、提出いただいた書類等を当社の審査基準に基づき審査します。 3. 当社は、審査に際して必要があると認める場合、本サービス利用者に対し、追加の書類の提出および情報の提供を求めすることができます。この場合、本サービス利用者は、当社に対してすみやかに書類の提出および情報の提供を行うものとします。 4. 審査の結果、お申し込みを承諾する場合、当社は、CP/CPS に定める Certificate Transparency（以下「CT」といいます）ログサーバーに証明書発行に必要な情報を登録した上で証明書の作成を行い、指定事業者を経由して、証明書の作成完了のご案内とともに証明書の取得方法を当社所定の方法により通知します。 5. 前項の定めにかかわらず、本サービスの利用を申し込まれた方があらかじめ当社に届け出た場合には、当社は、前項のご案内と通知を本サービス利用者が指定する送付先へ所定の方法により送付します。 6. 当社の審査によりお申し込みを承諾しない場合は、当社は、承諾しない旨の通知を行います。 7. 本シールの取得方法については、当社の Web ページでご案内します。 8. 証明書に関する情報の利用目的、取り扱い等については、このご利用条件のほか、「JPRS サーバー証明書情報等の取り扱いについて」で定めます。 9. 本サービス利用者は、外国にある第三者である CT ログサーバー運営組織等について、当社所定の Web ページに定める次の各号の事項を確認したうえで、当該第三者に証明書に関する情報を提供することについて同意を行うものとします。 （1）当該外国の名称 （2）適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報 （3）当該上位組織等が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報 10. 本サービス利用者は、前項の同意を行う時点において、前項第 1 号に定める事項が特定できない場合には、前項第 1 号および前項第 2 号に定める事項に代えて当社所定の Web ページに定める次の各号の事項を確認したうえで前項の同意を行うものとします。	

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
（１）前項第１号に定める事項が特定できない旨およびその理由 （２）前項第１号に定める事項に代わる本サービス利用者に参考となるべき情報がある場合には、当該情報 11. 本サービス利用者は、第９項の同意を行う時点において、第９項第３号に定める事項が確認できない場合には、第９項第３号に定める事項に代えて、確認できない旨および当社所定の Web ページに定める確認できない理由を確認したうえで第９項の同意を行うものとします。 第５条（証明書の取得等） 本サービス利用者は、当社所定の方法により、証明書を取得し、お申し込みの際に指定したドメイン名または組織において本サービス利用者自らの責任で利用するものとし、サーバー認証および通信経路での情報の暗号化を行う以外の目的での利用は行わないものとします。本シールについても同様とします。 第６条（指定事業者） 本サービス利用者は、指定事業者を経由して、証明書ごとにご利用申込・更新・届け出をし、ご利用料金の支払い等を行います。指定事業者はこれらの手続きに関し、本サービス利用者から正当な権限を付与されたものとみなします。 ２．本サービス利用者に対する証明書のご利用申込・更新・届け出、ご利用料金等の取り扱いについての条件は、当社が定める「JPRS サーバー証明書発行サービスの取次に関する規則」（以下「取次規則」といいます）に基づいて指定事業者が定めます。 ３．当社は、このご利用条件に定めがある場合を除き、指定事業者を経由してのみ本サービス利用者からの証明書のご利用申込・更新・届け出やご利用料金の支払い等を受け付け、指定事業者を経由してのみ、本サービス利用者への通知等を行います。 ４．本サービス利用者が選定した指定事業者は、証明書の発行が完了した場合に、その証明書の管理を行う指定事業者（以下「管理指定事業者」といいます）となります。 ５．管理指定事業者と当社との間の業務委託契約が終了した場合で、その管理指定事業者の管理する証明書の有効期間が残っている場合、その証明書に関する取次は、当社が行うことができます。この場合、当社は別途定める業務に限って取次を行い、この範囲外の業務については一切の義務および責任を負わないものとします。 ６．前項の規定にかかわらず、当該管理指定事業者の管理するものとして残存する証明書が「サーバー証明書（ドメイン認証型・自動契約更新タイプ）」または「サーバー証明書（組織認証型・自動契約更新タイプ）」である場合、	（１）前項第１号に定める事項が特定できない旨およびその理由 （２）前項第１号に定める事項に代わる本サービス利用者に参考となるべき情報がある場合には、当該情報 11. 本サービス利用者は、第９項の同意を行う時点において、第９項第３号に定める事項が確認できない場合には、第９項第３号に定める事項に代えて、確認できない旨および当社所定の Web ページに定める確認できない理由を確認したうえで第９項の同意を行うものとします。 第５条（証明書の取得等） 本サービス利用者は、当社所定の方法により、証明書を取得し、お申し込みの際に指定したドメイン名または組織において本サービス利用者自らの責任で利用するものとし、サーバー認証および通信経路での情報の暗号化を行う以外の目的での利用は行わないものとします。本シールについても同様とします。 第６条（指定事業者） 本サービス利用者は、指定事業者を経由して、証明書ごとにご利用申込・更新・届け出をし、ご利用料金の支払い等を行います。指定事業者はこれらの手続きに関し、本サービス利用者から正当な権限を付与されたものとみなします。 ２．本サービス利用者に対する証明書のご利用申込・更新・届け出、ご利用料金等の取り扱いについての条件は、当社が定める「JPRS サーバー証明書発行サービスの取次に関する規則」（以下「取次規則」といいます）に基づいて指定事業者が定めます。 ３．当社は、このご利用条件に定めがある場合を除き、指定事業者を経由してのみ本サービス利用者からの証明書のご利用申込・更新・届け出やご利用料金の支払い等を受け付け、指定事業者を経由してのみ、本サービス利用者への通知等を行います。 ４．本サービス利用者が選定した指定事業者は、証明書の発行が完了した場合に、その証明書の管理を行う指定事業者（以下「管理指定事業者」といいます）となります。 ５．管理指定事業者と当社との間の業務委託契約が終了した場合で、その管理指定事業者の管理する証明書の有効期間が残っている場合、その証明書に関する取次は、当社が行うことができます。この場合、当社は別途定める業務に限って取次を行い、この範囲外の業務については一切の義務および責任を負わないものとします。 ６．前項の規定にかかわらず、当該管理指定事業者の管理するものとして残存する証明書が「サーバー証明書（ドメイン認証型・自動契約更新タイプ）」または「サーバー証明書（組織認証型・自動契約更新タイプ）」である場合、	

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
当社は別途定める期日をもってその証明書の失効を行います。 第7条（本サービス利用者の表明・保証） 本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、全てのお申し込み事項が正確、最新かつ真実であることを表明し、保証します。本サービス利用者は、本サービスのお申し込みにあたり、代表者名または担当者名その他必要な個人情報の提出について、各情報主体に当社所定の事項を通知し、その承諾を得た上で提出することを表明し、保証します。 第8条（本サービス利用者の確約事項） 本サービス利用者は、次の各号に定める事項を確約します。 （1）本サービスの利用にあたり、CP/CPS およびCPの規定（以下を含み、これに限定されません）を遵守すること。 （ア）第三者の登録商標や関連する名称を使用しないこと。当社は、登録商標等を理由に本サービス利用者と第三者との間で紛争が起こった場合、仲裁や紛争解決は行わず、また、本サービス利用者からのお申し込みを拒絶し、または発行された証明書の失効を行う権利を有します。 （イ）証明書および対応する私有鍵を、サーバー認証および通信経路で情報の暗号化を行う目的でのみ利用し、その他の用途に利用しないこと。 （ウ）証明書に関連する鍵ペアの生成および証明書記載の公開鍵と対をなす私有鍵の管理・保全を自己の責任において行うこと。 （エ）お申し込み事項に変更がある場合、当社所定の方法によりすみやかに変更を届け出ること。 （オ）当社が本サービスの提供に必要な情報等の提供を求めた場合、所定の期間内にご回答いただくこと。 （2）本サービスの利用にあたり、以下に抵触する行為、またはその恐れのある行為を行わないこと。 （ア）公序良俗に反する行為 （イ）犯罪行為 （ウ）他人の著作権等、知的財産権その他の権利を侵害する行為 （エ）他人の財産、プライバシー等を侵害する行為 （オ）他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為 （カ）不特定多数、無作為に勧誘もしくは案内をメール送信する行為 （キ）その他法令に違反する行為 （ク）当社の運営を妨げ、もしくは当社の信頼を毀損する行為 （3）本サービスの利用に関連し、本サービス利用者と検証者との間に生じた問題に関しては、本サービス利用者の責任と負担で解決すること。	当社は別途定める期日をもってその証明書の失効を行います。 第7条（本サービス利用者の表明・保証） 本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、全てのお申し込み事項が正確、最新かつ真実であることを表明し、保証します。本サービス利用者は、本サービスのお申し込みにあたり、代表者名または担当者名その他必要な個人情報の提出について、各情報主体に当社所定の事項を通知し、その承諾を得た上で提出することを表明し、保証します。 第8条（本サービス利用者の確約事項） 本サービス利用者は、次の各号に定める事項を確約します。 （1）本サービスの利用にあたり、CP/CPS の規定（以下を含み、これに限定されません）を遵守すること。 （ア）第三者の登録商標や関連する名称を使用しないこと。当社は、登録商標等を理由に本サービス利用者と第三者との間で紛争が起こった場合、仲裁や紛争解決は行わず、また、本サービス利用者からのお申し込みを拒絶し、または発行された証明書の失効を行う権利を有します。 （イ）証明書および対応する私有鍵を、サーバー認証および通信経路で情報の暗号化を行う目的でのみ利用し、その他の用途に利用しないこと。 （ウ）証明書に関連する鍵ペアの生成および証明書記載の公開鍵と対をなす私有鍵の管理・保全を自己の責任において行うこと。 （エ）お申し込み事項に変更がある場合、当社所定の方法によりすみやかに変更を届け出ること。 （オ）当社が本サービスの提供に必要な情報等の提供を求めた場合、所定の期間内にご回答いただくこと。 （2）本サービスの利用にあたり、以下に抵触する行為、またはその恐れのある行為を行わないこと。 （ア）公序良俗に反する行為 （イ）犯罪行為 （ウ）他人の著作権等、知的財産権その他の権利を侵害する行為 （エ）他人の財産、プライバシー等を侵害する行為 （オ）他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為 （カ）不特定多数、無作為に勧誘もしくは案内をメール送信する行為 （キ）その他法令に違反する行為 （ク）当社の運営を妨げ、もしくは当社の信頼を毀損する行為 （3）本サービスの利用に関連し、本サービス利用者と検証者との間に生じた問題に関しては、本サービス利用者の責任と負担で解決すること。	

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
第9条（本サービスのご利用期間） 本サービスのご利用期間は次のとおりとします。 （１）サーバー証明書（ドメイン認証型）・サーバー証明書（組織認証型） サービス開始日（証明書発行日）から証明書の有効期間満了日までとします。 （２）サーバー証明書（ドメイン認証型・自動契約更新タイプ）・サーバー証明書（組織認証型・自動契約更新タイプ） サービス開始日（証明書発行日）からサービス開始日の同月末日までとし、ご利用期間満了日までに本サービス利用者または当社より相手方に対し当社所定の方法による特段の意思表示がないときは、ご利用期間は1か月間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。 ただし、証明書の有効期間満了日をもって、ご利用期間の自動的な更新は終了するものとします。 2．第6条第6項、第10条または第11条により証明書が失効した場合には、本サービスのご利用期間は当然に終了します。 第10条（本サービス利用者による証明書の失効等） 本サービス利用者は、当社が指定する方法をもって、証明書の失効申請を行うことができます。また、本サービス利用者は、次の各号の事由が発生した場合、当社に対し、<u>CP/CPS「4.9.1 証明書失効事由」に定める当社の証明書失効に関する基準に基づき、当社が適切に失効処理を行えるよう、</u>すみやかに証明書の失効申請および必要に応じて新たな証明書の発行申請または第3条第2項の3に定める証明書の再発行申請を行うものとします。 （１）証明書記載情報に変更が生じた場合 （２）本サービス利用者の私有鍵が危殆化し機密性が失われた、またはその可能性があること等により、証明書の信頼性が喪失された場合、またはその可能性がある場合 （３）証明書記載情報に含まれるドメイン名について、その管理権限を失った場合 （４）証明書記載情報に、<u>CP/CPS</u> およびCPの規定に適合しないものが含まれていることを発見した場合 2．本サービス利用者が本サービス利用者の事由によりご利用期間満了前に本サービスの利用を終了するときには、本サービス利用者は、当社が指定する方法をもって当社に本サービスの利用終了を通知し、証明書の失効申請を行うものとします。 2の2．本サービス利用者は、当社に証明書の失効申請を行う際に、失効事由に適した失効理由コードを次の一覧から選択し、指定するものとします。当社は、失効理由コードが「#0 unspecified」である場合を除き、証明書失効	第9条（本サービスのご利用期間） 本サービスのご利用期間は次のとおりとします。 （１）サーバー証明書（ドメイン認証型）・サーバー証明書（組織認証型） サービス開始日（証明書発行日）から証明書の有効期間満了日までとします。 （２）サーバー証明書（ドメイン認証型・自動契約更新タイプ）・サーバー証明書（組織認証型・自動契約更新タイプ） サービス開始日（証明書発行日）からサービス開始日の同月末日までとし、ご利用期間満了日までに本サービス利用者または当社より相手方に対し当社所定の方法による特段の意思表示がないときは、ご利用期間は1か月間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。 ただし、証明書の有効期間満了日をもって、ご利用期間の自動的な更新は終了するものとします。 2．第6条第6項、第10条または第11条により証明書が失効した場合には、本サービスのご利用期間は当然に終了します。 第10条（本サービス利用者による証明書の失効等） 本サービス利用者は、当社が指定する方法をもって、証明書の失効申請を行うことができます。また、本サービス利用者は、次の各号の事由が発生した場合、当社に対し、CP/CPS「4.9.1 証明書失効事由」に定める当社の証明書失効に関する基準に基づき、当社が適切に失効処理を行えるよう、すみやかに証明書の失効申請および必要に応じて新たな証明書の発行申請または第3条第2項の3に定める証明書の再発行申請を行うものとします。 （１）証明書記載情報に変更が生じた場合 （２）本サービス利用者の私有鍵が危殆化し機密性が失われた、またはその可能性があること等により、証明書の信頼性が喪失された場合、またはその可能性がある場合 （３）証明書記載情報に含まれるドメイン名について、その管理権限を失った場合 （４）証明書記載情報に、CP/CPSの規定に適合しないものが含まれていることを発見した場合 2．本サービス利用者が本サービス利用者の事由によりご利用期間満了前に本サービスの利用を終了するときには、本サービス利用者は、当社が指定する方法をもって当社に本サービスの利用終了を通知し、証明書の失効申請を行うものとします。 2の2．本サービス利用者は、当社に証明書の失効申請を行う際に、失効事由に適した失効理由コードを次の一覧から選択し、指定するものとします。当社は、失効理由コードが「#0 unspecified」である場合を除き、証明書失効	Baseline Requirements 及び Mozilla Root Store Policyへの準拠を明確にするため記載を追記

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
リストに失効申請で指定された失効理由コードを記載し公開します。 -----+----- 失効理由コード この失効理由コードを指定する事由 -----+----- #0 unspecified 該当なし ・以下に定める失効事由のいずれにも該当し ない場合 なお、失効理由コードが選択されていない失 効申請は、失効理由コードとして 「#0 unspecified」が指定されたものとして 取り扱います。 -----+----- #1 keyCompromise 鍵の危殆化 ・本サービス利用者の私有鍵が危殆化した、 またはその可能性がある場合 -----+----- #3 affiliationChanged 組織情報の変更 ・証明書記載情報のうち組織の名称その他の 組織に関する情報に変更が生じた場合 -----+----- #4 superseded 証明書の取替 ・その他の失効事由に該当しない場合におい て、既存の証明書を取り替える場合 -----+----- #5 cessationOfOperation 運用の停止 ・証明書記載情報に含まれるドメイン名の全 部または一部について、その管理権限を失っ た場合 ・Web サイトの停止に伴い証明書を使用しなく なった場合 -----+----- 3．当社は、本サービス利用者からの証明書失効申請があった場合、本サービス利用者 にその旨通知した上で、すみやかに失効を行います。 3 の 2．前項の規定にかかわらず、第 1 項各号に定める事由がある場合を除き、本サービス利用者は、当社が別途定める期日をもって証明書を失効させることを選択することができます。この場合、当社は、その選択された期日をもって証明書の失効を行うものとし、本サービス利用者は、証明書が失効されるまでの間、当社が指定する方法をもって当社に通知することにより証明書の失効申請を撤回することができます。	リストに失効申請で指定された失効理由コードを記載し公開します。 -----+----- 失効理由コード この失効理由コードを指定する事由 -----+----- #0 unspecified 該当なし ・以下に定める失効事由のいずれにも該当し ない場合 なお、失効理由コードが選択されていない失 効申請は、失効理由コードとして 「#0 unspecified」が指定されたものとして 取り扱います。 -----+----- #1 keyCompromise 鍵の危殆化 ・本サービス利用者の私有鍵が危殆化した、 またはその可能性がある場合 -----+----- #3 affiliationChanged 組織情報の変更 ・証明書記載情報のうち組織の名称その他の 組織に関する情報に変更が生じた場合 -----+----- #4 superseded 証明書の取替 ・その他の失効事由に該当しない場合におい て、既存の証明書を取り替える場合 -----+----- #5 cessationOfOperation 運用の停止 ・証明書記載情報に含まれるドメイン名の全 部または一部について、その管理権限を失っ た場合 ・Web サイトの停止に伴い証明書を使用しなく なった場合 -----+----- 3．当社は、本サービス利用者からの証明書失効申請があった場合、本サービス利用者 にその旨通知した上で、すみやかに失効を行います。 3 の 2．前項の規定にかかわらず、第 1 項各号に定める事由がある場合を除き、本サービス利用者は、当社が別途定める期日をもって証明書を失効させることを選択することができます。この場合、当社は、その選択された期日をもって証明書の失効を行うものとし、本サービス利用者は、証明書が失効されるまでの間、当社が指定する方法をもって当社に通知することにより証明書の失効申請を撤回することができます。	

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
4. 本サービス利用者と管理指定事業者との間の契約が終了した場合等、やむを得ない事由がある場合には、管理指定事業者が証明書の失効申請を行うことができるものとします。管理指定事業者は、当社に証明書の失効申請を行う際に、失効事由に適した失効理由コードを第2項の2に定める一覧から選択し、指定するものとします。この場合、本サービス利用者は証明書の失効について当社に対し異議を述べないものとします。 4の2. 証明書の失効（第11条による失効を含む）に先立ち証明書の再発行が必要な場合等、証明書の再発行が必要なやむを得ない事由がある場合には、管理指定事業者が第3条第2項の3に定める証明書の再発行申請を行うことができるものとします。当社は、本サービス利用者がこのご利用条件に予め同意したことをもって、本項による再発行申請が本サービス利用者本人の意思に基づく真正なものであるとみなします。この場合、本サービス利用者は証明書の再発行について当社に対し異議を述べないものとします。 5. 当社は、本サービス利用者による証明書失効申請の遅延、失効申請を怠ったことに起因して発生した一切の損害、本サービス利用者が失効申請した証明書の情報が証明書失効リストに反映される前に使用されたことに起因して発生した一切の損害、失効した証明書の情報および失効理由コードを証明書失効リストで公開することに起因して発生した一切の損害、証明書を失効してから新たな証明書を発行するまでの間に発生した一切の損害、ならびに前2項により管理指定事業者が証明書の失効申請および再発行申請をすることに起因して発生した一切の損害について責任を負わないものとします。 第11条（当社による証明書の失効） 当社は、本サービス利用者が次の各号の事由に該当した場合、何らの通知・催告を要せずただちに証明書の失効を行うことができるものとします。 （1）本サービス利用者がこのご利用条件およびCP/CPS およびCPに基づく義務を履行していない場合 （2）本サービス利用者が第8条に定める確約事項に違反したことを当社が確認した場合 （3）CAブラウザフォーラムが定めるガイドラインに基づく当社からの要請に証明書利用者が応じない場合、またはガイドラインの変更等により証明書を失効する必要があるが生じた場合 （4）本サービス利用者が小切手・手形の不渡りを出した場合 （5）本サービス利用者において仮差押、差押、民事再生、破産、会社更生等の申立を受け、あるいは自ら申し立てた場合 （6）本サービス利用者において故意または重大な過失により当社に重大な損害を与えた場合 （7）本サービス利用者側が暴力団等の反社会的勢力またはその構成員であることが判明したとき、もしくは、当社に対し暴力、脅迫その他の犯	4. 本サービス利用者と管理指定事業者との間の契約が終了した場合等、やむを得ない事由がある場合には、管理指定事業者が証明書の失効申請を行うことができるものとします。管理指定事業者は、当社に証明書の失効申請を行う際に、失効事由に適した失効理由コードを第2項の2に定める一覧から選択し、指定するものとします。この場合、本サービス利用者は証明書の失効について当社に対し異議を述べないものとします。 4の2. 証明書の失効（第11条による失効を含む）に先立ち証明書の再発行が必要な場合等、証明書の再発行が必要なやむを得ない事由がある場合には、管理指定事業者が第3条第2項の3に定める証明書の再発行申請を行うことができるものとします。当社は、本サービス利用者がこのご利用条件に予め同意したことをもって、本項による再発行申請が本サービス利用者本人の意思に基づく真正なものであるとみなします。この場合、本サービス利用者は証明書の再発行について当社に対し異議を述べないものとします。 5. 当社は、本サービス利用者による証明書失効申請の遅延、失効申請を怠ったことに起因して発生した一切の損害、本サービス利用者が失効申請した証明書の情報が証明書失効リストに反映される前に使用されたことに起因して発生した一切の損害、失効した証明書の情報および失効理由コードを証明書失効リストで公開することに起因して発生した一切の損害、証明書を失効してから新たな証明書を発行するまでの間に発生した一切の損害、ならびに前2項により管理指定事業者が証明書の失効申請および再発行申請をすることに起因して発生した一切の損害について責任を負わないものとします。 第11条（当社による証明書の失効） 当社は、本サービス利用者が次の各号の事由に該当した場合、何らの通知・催告を要せずただちに証明書の失効を行うことができるものとします。 （1）本サービス利用者がこのご利用条件およびCP/CPSに基づく義務を履行していない場合 （2）本サービス利用者が第8条に定める確約事項に違反したことを当社が確認した場合 （3）CAブラウザフォーラムが定めるガイドラインに基づく当社からの要請に証明書利用者が応じない場合、またはガイドラインの変更等により証明書を失効する必要があるが生じた場合 （4）本サービス利用者が小切手・手形の不渡りを出した場合 （5）本サービス利用者において仮差押、差押、民事再生、破産、会社更生等の申立を受け、あるいは自ら申し立てた場合 （6）本サービス利用者において故意または重大な過失により当社に重大な損害を与えた場合 （7）本サービス利用者側が暴力団等の反社会的勢力またはその構成員であることが判明したとき、もしくは、当社に対し暴力、脅迫その他の犯	

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行った場合 2．当社は、本サービスの認証局の私有鍵が危殆化したまたはそのおそれがあると判断した場合、何らの通知・催告を要せずただちに証明書の失効を行うことができるものとします。 3．当社は、証明書記載情報に、CP/CPS および CPの規定に適合しないものが含まれていることを合理的な証拠に基づき確認した場合、何らの通知・催告を要せずただちに証明書の失効を行うことができるものとします。 4．当社は、前各項に定める証明書の失効を行う際、第 10 条第 2 項の 2 に定める失効理由コードまたは次の失効理由コードを証明書失効リストに記載できるものとします。 -----+----- 失効理由コード この失効理由コードを指定する事由 -----+----- #9 privilegeWithdrawn 権限のはく奪 ・本サービス利用者がこのご利用条件に違反 した場合 -----+----- <u>5．当社は、CP/CPS「4.9.1 証明書失効事由」に定める事由が発生した場合、CP/CPS の同項に定める期限に従って証明書を失効します。この場合、本サービス利用者は、当社の失効処理が適切に完了するよう当社に協力するものとします。</u> 第 12 条（本サービスの利用終了に伴う措置） 本サービスのご利用期間満了前に本サービスの利用が終了した場合（前 2 条により証明書の失効が行われた場合を含みます）であっても、当社は、受領済みのご利用料金を返金しないものとします。 2．（削除） 3．本サービス利用者が本シールを当社より提供されている場合、本サービス利用者は、本サービスの利用が終了し、または本サービスの提供が終了したときは、ただちに本シールを削除するものとします。 第 13 条（権利・義務の譲渡禁止） 本サービス利用者および当社は、相手方の事前の文書による同意なしでは本サービスに関する権利・義務を第三者に譲渡できません。 第 14 条（機密保持） 本サービス利用者および当社は、本サービスのお申し込みおよびご利用にあたり知り得た相手方の機密情報をご利用期間中、終了後を問わず、一切第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、リポジトリで公開される情報その他本サービスの運用に必要な事項はこの限りでありません。	罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行った場合 2．当社は、本サービスの認証局の私有鍵が危殆化したまたはそのおそれがあると判断した場合、何らの通知・催告を要せずただちに証明書の失効を行うことができるものとします。 3．当社は、証明書記載情報に、CP/CPS の規定に適合しないものが含まれていることを合理的な証拠に基づき確認した場合、何らの通知・催告を要せずただちに証明書の失効を行うことができるものとします。 4．当社は、前各項に定める証明書の失効を行う際、第 10 条第 2 項の 2 に定める失効理由コードまたは次の失効理由コードを証明書失効リストに記載できるものとします。 -----+----- 失効理由コード この失効理由コードを指定する事由 -----+----- #9 privilegeWithdrawn 権限のはく奪 ・本サービス利用者がこのご利用条件に違反 した場合 -----+----- 5．当社は、CP/CPS「4.9.1 証明書失効事由」に定める事由が発生した場合、CP/CPS の同項に定める期限に従って証明書を失効します。この場合、本サービス利用者は、当社の失効処理が適切に完了するよう当社に協力するものとします。 第 12 条（本サービスの利用終了に伴う措置） 本サービスのご利用期間満了前に本サービスの利用が終了した場合（前 2 条により証明書の失効が行われた場合を含みます）であっても、当社は、受領済みのご利用料金を返金しないものとします。 2．（削除） 3．本サービス利用者が本シールを当社より提供されている場合、本サービス利用者は、本サービスの利用が終了し、または本サービスの提供が終了したときは、ただちに本シールを削除するものとします。 第 13 条（権利・義務の譲渡禁止） 本サービス利用者および当社は、相手方の事前の文書による同意なしでは本サービスに関する権利・義務を第三者に譲渡できません。 第 14 条（機密保持） 本サービス利用者および当社は、本サービスのお申し込みおよびご利用にあたり知り得た相手方の機密情報をご利用期間中、終了後を問わず、一切第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、リポジトリで公開される情報その他本サービスの運用に必要な事項はこの限りでありません。	Baseline Requirements 及び Mozilla Root Store Policyへの準拠を明確にするため記載を追記

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
2. 当社が機密情報を取り扱う場合、管理者を定め、本サービス提供のために、使用、または利用できるものとします。 3. 当社は、機密情報を細心の注意義務をもって管理し、知る必要のある従業員（以下「担当者」といいます）のみに必要最小限の範囲で開示するものとし、その他の従業員には開示しないものとします。 4. 当社は担当者に対し、前3項に定めた当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。 第15条（証明書および本シールの利用制限） 本サービス利用者は、証明書および本シールの第三者への譲渡ならびに使用許諾を行わないものとします。 2. 本サービス利用者は、当社より提供された本シールを、証明書の発行先として指定されたドメイン名の Web サーバーにて、証明書の内容と有効性を確認することのできるページ（以下「検証ページ」といいます）へのリンクとして掲載する目的に限り、複製または配信できるものとします。ただし、視覚的な変化を伴うか否かに関わらず、本シールおよび検証ページの内容に一切の変更を加えないものとします。 第16条（知的財産権） 本サービス利用者は、当社が本サービス利用者に提供した証明書、データその他の資料に示されている著作権、商標権または所有者の表示の変更、データの複製・改変、その他一切の当社の知的財産権の侵害を行わないものとします。 2. 本サービス利用者は、当社より提供されたソフトウェアまたは業務上の秘密について、当社の許諾なしに複製、改変、加工等を一切行わないものとします。 第17条（本サービスの提供停止） 天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、動乱、テロリズム、悪疫・感染症の流行その他の不可抗力による状況の発生等、当社の責に帰すことのできない事由により本サービスを提供することができなくなったときは、当社はその状況のやむまでの間、本サービスの提供を停止することができるものとします。 2. 当社は、システム保守のために本サービスの提供を一時的に停止することがあります。停止する場合は、あらかじめ、その理由、実施期間を当社の定める方法で本サービス利用者に通知します。ただし、システム障害などの緊急やむをえない場合は、この限りではありません。 3. 当社は、前2項に定める事由がある場合、本サービスの提供についての義務を一切免れるものとします。	2. 当社が機密情報を取り扱う場合、管理者を定め、本サービス提供のために、使用、または利用できるものとします。 3. 当社は、機密情報を細心の注意義務をもって管理し、知る必要のある従業員（以下「担当者」といいます）のみに必要最小限の範囲で開示するものとし、その他の従業員には開示しないものとします。 4. 当社は担当者に対し、前3項に定めた当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。 第15条（証明書および本シールの利用制限） 本サービス利用者は、証明書および本シールの第三者への譲渡ならびに使用許諾を行わないものとします。 2. 本サービス利用者は、当社より提供された本シールを、証明書の発行先として指定されたドメイン名の Web サーバーにて、証明書の内容と有効性を確認することのできるページ（以下「検証ページ」といいます）へのリンクとして掲載する目的に限り、複製または配信できるものとします。ただし、視覚的な変化を伴うか否かに関わらず、本シールおよび検証ページの内容に一切の変更を加えないものとします。 第16条（知的財産権） 本サービス利用者は、当社が本サービス利用者に提供した証明書、データその他の資料に示されている著作権、商標権または所有者の表示の変更、データの複製・改変、その他一切の当社の知的財産権の侵害を行わないものとします。 2. 本サービス利用者は、当社より提供されたソフトウェアまたは業務上の秘密について、当社の許諾なしに複製、改変、加工等を一切行わないものとします。 第17条（本サービスの提供停止） 天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、動乱、テロリズム、悪疫・感染症の流行その他の不可抗力による状況の発生等、当社の責に帰すことのできない事由により本サービスを提供することができなくなったときは、当社はその状況のやむまでの間、本サービスの提供を停止することができるものとします。 2. 当社は、システム保守のために本サービスの提供を一時的に停止することがあります。停止する場合は、あらかじめ、その理由、実施期間を当社の定める方法で本サービス利用者に通知します。ただし、システム障害などの緊急やむをえない場合は、この限りではありません。 3. 当社は、前2項に定める事由がある場合、本サービスの提供についての義務を一切免れるものとします。	

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
第 18 条（本サービスの提供終了） 当社は、やむを得ない事由が発生したときは、当社所定の方法により本サービスの提供終了に関する事項を公表することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。 第 19 条（当社の責任） 当社、当社の役員、従業員等の責めに帰すべき事由により本サービス利用者が本サービスの提供により損害を受けた場合、当社のみが、現実に受領したご利用料金の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとします。ただし、本サービス利用者の利用する証明書が「サーバー証明書（ドメイン認証型・自動契約更新タイプ）」または「サーバー証明書（組織認証型・自動契約更新タイプ）」となる場合は、当社が本サービスにつき直近の 1 年間に現実に受領したご利用料金の合計額を賠償額の上限とするものとします。なお、次の各号の事項について当社は、その予見可能性の有無を問わず一切責任を負わないものとします。 （１）本サービス利用者が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害 （２）本サービス利用者のシステム（ハードウェア、ソフトウェアを含みます）に起因して発生した一切の損害 （３）当社のシステム（ハードウェア、ソフトウェアを含みます）の不具合あるいはその他の動作自体によって生じた損害 （４）当社の責に帰すことのできない事由により正常な通信が行われない状態で生じた一切の損害 （５）現時点の予想を超えた、ハードウェア的あるいはソフトウェア的な暗号アルゴリズム解読技術の向上に起因する損害 （６）逸失利益、間接損害、特別損害、データの紛失または派生的損害 （７）天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、動乱、テロリズム、悪疫・感染症の流行その他の不可抗力により生じた一切の損害 （８）証明書の使用に関して発生する取引上の債務等、一切の損害 （９）証明書発行に必要な情報の CT ログサーバーへの登録・公開に関して発生した一切の損害 第 20 条（通知） このご利用条件により当社が本サービス利用者に対して通知を行う場合、当社は、指定事業者または管理指定事業者を経由して本サービス利用者もしくはその指定する者に対して電子メールをもって行います。ただし、当社が必要と認める場合、他の方法をもって通知することを妨げないものとします。 第 21 条（ご利用条件の変更）	第 18 条（本サービスの提供終了） 当社は、やむを得ない事由が発生したときは、当社所定の方法により本サービスの提供終了に関する事項を公表することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。 第 19 条（当社の責任） 当社、当社の役員、従業員等の責めに帰すべき事由により本サービス利用者が本サービスの提供により損害を受けた場合、当社のみが、現実に受領したご利用料金の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとします。ただし、本サービス利用者の利用する証明書が「サーバー証明書（ドメイン認証型・自動契約更新タイプ）」または「サーバー証明書（組織認証型・自動契約更新タイプ）」となる場合は、当社が本サービスにつき直近の 1 年間に現実に受領したご利用料金の合計額を賠償額の上限とするものとします。なお、次の各号の事項について当社は、その予見可能性の有無を問わず一切責任を負わないものとします。 （１）本サービス利用者が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害 （２）本サービス利用者のシステム（ハードウェア、ソフトウェアを含みます）に起因して発生した一切の損害 （３）当社のシステム（ハードウェア、ソフトウェアを含みます）の不具合あるいはその他の動作自体によって生じた損害 （４）当社の責に帰すことのできない事由により正常な通信が行われない状態で生じた一切の損害 （５）現時点の予想を超えた、ハードウェア的あるいはソフトウェア的な暗号アルゴリズム解読技術の向上に起因する損害 （６）逸失利益、間接損害、特別損害、データの紛失または派生的損害 （７）天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、動乱、テロリズム、悪疫・感染症の流行その他の不可抗力により生じた一切の損害 （８）証明書の使用に関して発生する取引上の債務等、一切の損害 （９）証明書発行に必要な情報の CT ログサーバーへの登録・公開に関して発生した一切の損害 第 20 条（通知） このご利用条件により当社が本サービス利用者に対して通知を行う場合、当社は、指定事業者または管理指定事業者を経由して本サービス利用者もしくはその指定する者に対して電子メールをもって行います。ただし、当社が必要と認める場合、他の方法をもって通知することを妨げないものとします。 第 21 条（ご利用条件の変更）	

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
当社は、本サービス利用者に予め通知または公開することにより、このご利用条件（本サービスの仕様を含みます）を変更することができます。ただし、当社が本サービス利用者の不利益にならないと判断した変更または安全対策上やむをえない本サービスの仕様変更については、予めの通知または公開を要しないものとします。 第 22 条（準拠法） このご利用条件は、日本法に基づき解釈適用されるものとします。 第 23 条（合意管轄） 本サービス利用者と当社は、本サービスに関する全ての紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意します。 以上 （付則） 1．このご利用条件第 3 条の定めにかかわらず、2018 年 1 月 17 日付の規則実施前に発行された証明書の有効期間は、当該証明書の発行時に定められたとおりとします。ただし、2018 年 1 月 17 日付の規則実施前に発行された証明書について、2018 年 1 月 17 日付の規則実施後に同条第 2 項の 3 の定めにより再発行される場合には、いかなる場合であっても、当該新たに発行される証明書の有効期間満了日は、証明書発行日から 26 か月後の属する月の末日を超えないものとします。 2．このご利用条件第 1 条の定めにかかわらず、2019 年 8 月 1 日付の規則実施前に発行された証明書については、以下の文書を適用します。 （1）セコム電子認証基盤認証運用規程（Certification Practice Statement） （2）JPRS サーバー証明書（ドメイン認証型）認証局証明書ポリシー（Certificate Policy） （3）JPRS サーバー証明書（組織認証型）認証局証明書ポリシー（Certificate Policy） 3．このご利用条件第 3 条の定めにかかわらず、2020 年 8 月 20 日付の規則実施前に発行された証明書の有効期間は、当該証明書の発行時に定められたとおりとします。ただし、2020 年 8 月 20 日付の規則実施前に発行された証明書について、2020 年 8 月 20 日付の規則実施後に同条第 2 項の 3 の定めにより再発行される場合には、いかなる場合であっても、当該新たに発行される証明書の有効期間満了日は、証明書発行日から 1 年後の日の属する月の末日を超えないものとします。 4．2022 年 2 月 2 日公開の改訂は、2022 年 3 月 2 日から実施します。また、	当社は、本サービス利用者に予め通知または公開することにより、このご利用条件（本サービスの仕様を含みます）を変更することができます。ただし、当社が本サービス利用者の不利益にならないと判断した変更または安全対策上やむをえない本サービスの仕様変更については、予めの通知または公開を要しないものとします。 第 22 条（準拠法） このご利用条件は、日本法に基づき解釈適用されるものとします。 第 23 条（合意管轄） 本サービス利用者と当社は、本サービスに関する全ての紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意します。 以上 （付則） 1．このご利用条件第 3 条の定めにかかわらず、2018 年 1 月 17 日付の規則実施前に発行された証明書の有効期間は、当該証明書の発行時に定められたとおりとします。ただし、2018 年 1 月 17 日付の規則実施前に発行された証明書について、2018 年 1 月 17 日付の規則実施後に同条第 2 項の 3 の定めにより再発行される場合には、いかなる場合であっても、当該新たに発行される証明書の有効期間満了日は、証明書発行日から 26 か月後の属する月の末日を超えないものとします。 2．このご利用条件第 1 条の定めにかかわらず、2019 年 8 月 1 日付の規則実施前に発行された証明書については、以下の文書を適用します。 （1）セコム電子認証基盤認証運用規程（Certification Practice Statement） （2）JPRS サーバー証明書（ドメイン認証型）認証局証明書ポリシー（Certificate Policy） （3）JPRS サーバー証明書（組織認証型）認証局証明書ポリシー（Certificate Policy） 3．このご利用条件第 3 条の定めにかかわらず、2020 年 8 月 20 日付の規則実施前に発行された証明書の有効期間は、当該証明書の発行時に定められたとおりとします。ただし、2020 年 8 月 20 日付の規則実施前に発行された証明書について、2020 年 8 月 20 日付の規則実施後に同条第 2 項の 3 の定めにより再発行される場合には、いかなる場合であっても、当該新たに発行される証明書の有効期間満了日は、証明書発行日から 1 年後の日の属する月の末日を超えないものとします。 4．2022 年 2 月 2 日公開の改訂は、2022 年 3 月 2 日から実施します。また、	

JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（変更履歴付き）	JPRSサーバー証明書発行サービスご利用条件（整形版）	備考
2022 年 3 月 2 日付の規則実施より前に行われた改訂における実施日は次のとおりです。 （１）この規則は、2016 年 4 月 26 日から実施します。 （２）2016 年 7 月 11 日公開の改訂は、2016 年 7 月 18 日から実施します。 （３）2017 年 2 月 1 日公開の改訂は、2017 年 3 月 9 日から実施します。 （４）2017 年 12 月 4 日公開の改訂は、2018 年 1 月 17 日から実施します。 （５）2018 年 3 月 12 日公開の改訂は、2018 年 4 月 5 日から実施します。 （６）2019 年 7 月 11 日公開の改訂は、2019 年 8 月 1 日から実施します。 （７）2020 年 8 月 3 日公開の改訂は、2020 年 8 月 20 日から実施します。 5．2022 年 4 月 1 日公開の改訂は、同日から実施します。 6．2022 年 8 月 1 日公開の改訂は、2022 年 9 月 30 日から実施します。 7．2024 年 1 月 19 日公開の改訂は、同日から実施します。 <u>8．2025 年 8 月 22 日公開の改訂は、同日から実施します。</u>	2022 年 3 月 2 日付の規則実施より前に行われた改訂における実施日は次のとおりです。 （１）この規則は、2016 年 4 月 26 日から実施します。 （２）2016 年 7 月 11 日公開の改訂は、2016 年 7 月 18 日から実施します。 （３）2017 年 2 月 1 日公開の改訂は、2017 年 3 月 9 日から実施します。 （４）2017 年 12 月 4 日公開の改訂は、2018 年 1 月 17 日から実施します。 （５）2018 年 3 月 12 日公開の改訂は、2018 年 4 月 5 日から実施します。 （６）2019 年 7 月 11 日公開の改訂は、2019 年 8 月 1 日から実施します。 （７）2020 年 8 月 3 日公開の改訂は、2020 年 8 月 20 日から実施します。 5．2022 年 4 月 1 日公開の改訂は、同日から実施します。 6．2022 年 8 月 1 日公開の改訂は、2022 年 9 月 30 日から実施します。 7．2024 年 1 月 19 日公開の改訂は、同日から実施します。 8．2025 年 8 月 22 日公開の改訂は、同日から実施します。	改訂日・実施日を記載